

## 第4期第1回福岡市市民公益活動推進審議会

1. 開催日時 平成24年9月3日(月) 10:00~12:00
2. 場 所 福岡市役所15階 1505会議室
3. 議 題 (1) NPO・ボランティア交流センターの機能充実について  
(2) 特定非営利活動促進法における個別条例指定について

### 4. 出席者

(出席委員8名) 森田委員、野口委員、大谷委員、大庭委員、原田委員、高根委員、大西委員、四宮委員

(欠席委員2名) 空委員、緒方委員

### 5. 傍聴者数 なし

### 6. 議事概要

#### 議題(1) NPO・ボランティア交流センターの機能充実についてについて

(委員) 認証が県から市にかわったということで、市民のNPOへの関心も含めて、取り組みといたしますか、参加も随分違う形の中で増えてくると思います。

ハード整備については既に問題点をかなり検討されています。畳コーナーの打ち合わせコーナーへの転用を検討など、改善の余地など問題点等については随分把握されていると思います。機能性といいますか、使いやすいのが一番ではないかと思いますので、集まりやすい、来やすい、使いやすいように、資料を見る範囲では、随分と検討されていると受けとめています。

(事務局) 畳コーナーにつきましてはいろいろ賛否がございまして、高齢者の方など、座りやすいというお話もあるのですが、一つは、足を投げ出して、疲れてくると横になったりもできますので、行儀が悪いというご指摘も受けているところがあります。ご高齢の方につきましては、椅子のほうがいいという気がいたしますので、廃止してはどうかというご意見もいただいたところでございます。

(委員) 椅子のほうがいいです。(複数意見)

(委員) 今度移転を予定されている場所はどこですか。

(事務局) 中央区の今泉になります。中央保育園は移転しますけれども、中央児童会館をその場に建てかえるということでございます。

(委員) あの場合で建てかえをするんですか。

(事務局) はい。現在、大名という非常に便利のいいところがございますので、移転につきましても中央区の便利がいいところがいいだろうと。

(委員) わかりやすい場所ですね。

(事務局) はい。子どもの施設と一緒に入るのですけれども、子どもの関係のNPOもたくさんいらっしゃいますので、お互いにいいことではないかとコンセプトの一致を見まして、そこを移転先に考えております。

(委員) 今のあすみんは、上の階にあって、どうしてもアクセスが限られてしまうので、ふらっと市民の方が立ち寄るといった感じはほとんどありませんよね。ですから、1階は無理かもしれませんが、できるだけ下層階でわりと気楽に入れるような工夫を。

(事務局) 建て替えにあたっては、民間活力を入れようということで、下のほうは民間のフロアで、上に市の施設が入ってという形で整備する予定になっております。

(委員) 福岡市が認証の窓口になったことや新しく場所が変わるなど、ちょうどこういう折に改めて交流センターの機能を見直して、それを反映していただくことをぜひ考えていただきたいと思います。あすみんができましたときに、ちょうど審議委員として私もかかわって、どういう内容にしていくのかという議論に参加しました。そのときはまだNPOがどういう状態で展開するかもイメージを持ちにくくて、個人個人の夢みたいなものを言い合ったことを覚えていますけれども、それから随分NPOの状況も変わってきましたし、求めるものも変わってきたと思います。ハード面についても、ぜひ親しみやすいものにしていただきたいと思いますし、ソフト面についても、ある意味で、NPOをリードしていただけるような情報提供をぜひ望みたいと思います。

そのためには、ワークショップのようにして、どういう機能があったらいいかなど、ハード・ソフト両面について議論する場があって、その内容を活かしていくことをぜひお願いしたいと思います。

(事務局) ワークショップといいますのは、部会みたいな形で委員さん方に入っていて議論するというものですか。

(委員) もっといろいろな分野の方たちの意見が反映されるような仕組みを考えることができればと思います。自由な討論の中から生まれていくというような。設計というほどではないだろうし、建物が建つわけではないなと思いましたがけれど

も、結局、それを担っていただく指定管理者なりにも、そういうものを背負っていただくように、ぜひプロセスを大事にしていきたいと思います。

(委員) 行政、企業、社会福祉法人などのしっかりした団体と、組織として動けるレベルのNPO法人のグループなど4つぐらいにまず整理して、その中のまたすき間の活動というものを整理する。きちんとしたレベルのNPO法人と、まだまだ後押しが必要だったり、これから先駆的な動きが必要だったりするようなものを整理して、それを応援していく。そして、それを地域の人たちにもっと知ってもらい、応援してもらえるようにしていくといいかと思います。

これからのあすみんの事業ではNPOをつくることなどへの指導よりも、どういう活動をやっていくかについて、指導できる職員が必要になってくるのではないかという感じがしています。

(委員) 地域は、市民公益活動とあすみんを結びつけて考えていない。地域は自分たちの手でやっていくものだという考えが今非常に強い。だから、NPO法人であろうが何であろうが関係ない、地域は地域で、みんなで共働でやっていくという考え。だから、あすみんを知らない町内会長さんがいっぱいいる。防災・防犯をやるNPO法人があまり知られていない。これらを公益活動の中でどう解決していくかだと思う。

(委員) 市民公益活動は必要性を感じるところでできていくと思います。

例えば、地域でも、人工透析を受けていらっしゃる方で、家族の人ができる人はいいけれども、そうではない人もいっぱいいるわけです。そこをNPOが支援している例もあります。防犯も、NPOでやっているところがありますし、少年犯罪防止などでもやっています。ある地域にはなくても、他所にあることはあります。だから、これは自然に必要性があるなら、そういうものはできてくるのではないかと思います。

そういう意味で、委員からお話がありましたように、認証が県から市になりましたので、もっと違う形の場所ができるということですから、それを想定しながら検討していくべきではないかと思います。

(委員) 課題は各町内で、NPOの内容を住民にもう少しPRして、いかに納得させていくかです。

そして、NPOもある程度資金が要るから、金の集め方についても、地域で加

勢できる人がいれば、してもらう形にしていったほうがいいと思います。

(事務局) 地域で地域のことをやる、それは当然のことだと思います。ただ、市民の方が何かをしたいときに相談するのが地域であったりNPOだったり、例えば病気であったら病院であったり、いろいろな先生だったり選択肢はたくさんあったほうがいいと思います。NPOが必要ないところはそうなのかもしれませんが、必要としていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その方のためにNPOに頑張ってください。地域も頑張ってください。必要なときにはNPOとやっていただく。そうした複数の選択肢がある状況が望ましいと考えております。

そういったときのための選択肢の情報提供のために、あすみんがございますので、そうした機能を充実していく、いつでもそこに行けばそういった情報を仕入れられる、そういったものが必要であると思っております。確かにご意見のとおり、PRが少ないことにつきましては課題であると考えております。

(委員) 包括センターと地域が提携したら、情報がわかって、虐待などの見守りができると思います。NPO法人活動ではありませんが、包括センターはそういうシステムを持っているので、そういうものも利用すべきです。

(委員) あすみんは、NPO・ボランティア交流センターですけれども、地域との交流をここで定期的にするような場としないと、地域で起きている課題がNPO、ボランティアの人たちに伝わらないということもありますし、逆に、NPO、ボランティアでやっている活動自体が地域に伝わらないということにもなります。地域との交流事業までは個別ではなく、全体が集まれるような機会を是非作ってほしい。

(事務局) 了解しました。

(委員) この審議会は、市民公益活動の推進ということですので、NPOだけを対象にしたものではないと思います。地域の課題は、そこに住む誰にとっても共通の課題ですので、それをNPOという形で課題解決に取り組む、自治会として取り組まれる、民生委員会として取り組まれるという形になっていると思いますけれども、それが横につながっていくという方向性を私はイメージしたいと思います。地域に住む人たちの課題が地域全体の課題になって、いろいろな角度から解決されていくという方向に公益活動推進の視野を向けたいと思います。

私は今、専ら子どもに関する、しかもNPOということでやっていますので、その立場から先ほども発言をいたしましたけれども、実際そこで扱っている課題の中で一番今大きいのは、地域の中から起きてくる虐待のことや、学校に行けない子どもの問題など、子どものさまざまなことです。一方、私どもの関連の中にも、宮崎を中心にその地域で最期を迎えるというか、みとりをする「かあさんの家」というNPOの組織があります。最期に近い方がほんとうに気持ちのいい空間で、自分の家と非常に近いところで専門的なサポートを受けながら過ごしていくという、とてもユニークなNPOの活動です。それはとてもいろいろな方に支持されて、町の中に幾つもできていくという経験をしています。生まれてから最期に至るまで、町の中でみんなの中で取り組まれていく、そういう仕組みが、今はNPOにかなり焦点が当たっていますけれども、自治協議会もそういうことで一緒に取り組む接点はいっぱいあると思いますので、これらを横つなぎで考えられるような視野をここで持てればいいなと思っています。

(委員) 新しいあすみんは、そういったものをつなぐような。両方が交流できるような場所をつくるとか、講座も、入門講座中心ではなく、地域活動である自治会、町内会の活動と、NPOの活動をお互いに紹介して、知っていただく場を設定する講座などもやっていくといいですね。ある町内会は、あのNPOは何かいいな、うちでお願いしてみようかなとなったりするような、そういう成功事例が出てくると、ほかの自治会などにも広がって行って、いいかなと思います。

(委員) 私どもが今やっている子どもの虐待防止の関係や里親さんをふやしていく取り組みなどでは、地域の民生委員の方たちとのつながりが非常に強いですし、小児科医の先生方とのつながりや、区ごとの子ども支援の窓口、そういったものとのつながりなくしては、ほんとうに深刻な事態を防げないということもわかってきましたので、そのようなつながりの中で公益活動を考えられればいいなと思います。

(委員) 各校区は一律ではありませんので、その地域の特性を生かして、NPOさんがそことどう連携していくかというのはそれぞれ違ってくると思います。

(委員) 今のお話を企業のほうから話すと、弊社にも、4,000人社員がいますが、その4,000人も家に帰れば市民です。地域にいろいろな貢献をしています。組長をやったり、OBの方は町内会長さんをされたり、地域に根差して活動し

ていますが、あすみんを知らない人がほとんどなので、広めるということでは、企業側にもこういうところがありますともっとPRしていかないといけないと思います。

あと、あすみに、企業にとって必要な見たい資料があまりなかったり、逆に企業からの情報では、東京、大阪に本社があるような企業からは、公募で資金的なお手伝いをしていますといった情報があるのですが、それが全部出ていないとも思います。そういうふうなお金を必要とする人に企業が出しているいろいろな情報を広く提供していただければと思います。

私どもの会社でも今年から、ボランティア休暇を5日とりなさいという会社の決まりができて、社員にボランティア休暇をとりましょうと言うのですが、何をするのでしようというふうになりますから、プロボノじゃないですけども、将来的には自分たちはどういうものができるのか、そこに行けば情報を得られるという場所にさせていただいたらと思います。企業人ですけども、市民としていろいろなことができますし、企業からもそういう投資的な情報発信はできますので、企業に対してはそういう使い方ができるようにしていただいたら、役立つこともあるのかなと思います。

(委員) これからどういうあすみにしようかということについては、これからは形よりも柔軟性というか、やわらかい発想が求められていくと思うので、あすみんをつくるためのワークショップというか、どういうあすみんをつくったらいいかをみんなから聞く機会などをこの委員会から提案していく機会も必要なのかなという感じがします。

(委員) 指定管理者の選定でも、共働事業の仕組みを活用できないか。どことどことを組み合わせて共働するかの提案を受けるといような考え方もあります。

(委員) あすみんを知ってもらうために一番いいのは、7区は全部、各校区の会長の会議をしているのだから、そこの中であすみの目的や何かを行政が説明することです。そうすれば、ある程度理解が進むと思う。

(委員) 市の職員の方はあすみんについてよく知っておられるのですか。

(事務局) 掲示板や庁内ネットなどでは細やかな情報提供をしていますけれども、それぞれの個人的関心とか、そういうことに少しかわるような仕事をしている人は知っていると思いますが、あまりそういうものがない人がどこまで知っている

かという、まだまだだなというところがございます。共働事業についての協議を一緒にするときに、入り口のところでかなり説明しないといけない状況です。ただ、そういうことを積み重ねていますので、毎年理解が深まっているとは思いますが。

(委員) あすみんができるよということを話題性のあるものにしていく、市民の目が引きつけられるようにしていく動きが大事ではないかと思います。

(委員) 特に区の地域支援課の方がここに来るような何か機会をつくってほしい。区の方が理解していないと地域ともつながらない。

(委員) 校区担当の係長がここの情報を知らないといけません。

(委員) 校区担当係長が公益的な活動をされている団体さんの情報をいっぱい持っておけば、いろいろなご紹介ができるのだらうと思います。

(委員) 知らない人はいないという状態をつくるのが目標ですね。

(委員) 施設がリニューアルされるのを契機に、どうやってあすみんというかNPO活動を市民にアピールしていくかという、いろいろな事業やイベントなども考えたりしてやっていくといいかもしれません。

(委員) そうして、今度は市政だよりでNPO法人への市民からの寄附を宣伝する。1,000円でも2,000円でもいい、寄附してくれと。そうすると、みんなが関心を持つでしょう。

(委員) 現在、あすみんは公益的活動をしている方の交流、情報交換の場ということになっていますが、一般の市民の方がふらっと立ち寄れる施設という位置付けにはなっているのでしょうか。

(委員) ボランティアをしたいと思っている人は七、八割いるそうですが、実際にしたことがあるという人は二、三割で、そのギャップがあります。そこに行ったら何か情報を得られれば、やってみたいと思いながら実際はやっていない、やったことがない、そういう一般の市民がきっと立ち寄るのではないのでしょうか。

(委員) 施設は1階がいいですが、3階、4階だったら、何かデジタルサイネージのようなもので、何か1階で情報を流してほしい。

(委員) 最近、学生たちもボランティアに非常に興味を持っていますけれども、そういうものを研究対象にして研究を始めても、あすみんのことを知りません。

(委員) やはり活動を見直さなければいけません。場所だけの問題でもないと思います。

- (委員) 社協とか、そちらのボランティアセンターとの関係でもつながっていないと思います。つながっていないこと自体がほんとうはおかしいと思いますけれども。
- (委員) なぜつながっていないかといったら、縦割りで。
- (委員) そこら辺を超えないとですね。
- (委員) つながっていいんだよという動き、そういう役割をする場所や機能、ソフトとか、それが必要だと思います。今、NPOは、多分個人の発想を人でつくっていているような気がします。だけど、つくるのと維持するので精いっぱいになって、つなぐほうに余裕がない。何かこの辺を突破できないと、NPOがまたいっぱいできていっても、何それみたいな世界が結構あるような気がします。
- (委員) 「NPO・ボランティア交流センター」という施設名は何か限定している感じがする。何かもう少し市民が気楽に立ち寄れる名称のほうが良いと思う。
- (委員) 今から若い人たちが何かかわりたいという人がもっと増えてくると思うので、今度、新しくなるのは、アピールするチャンスだと思う。

## 議題(2) 特定非営利活動促進法における個別条例指定について

- (事務局) 議題2について説明。
- (委員) 個別指定を受けることによるNPO法人の利点は何でしょう。
- (事務局) 認定NPOになると何が違うかと申しますと、税制上の優遇措置を受けられるということでございます。これは、そのNPOに寄附をされた方の税金が控除されるということでございます。
- また、法人が寄附をした場合には、損金算入限度額にその金額が加算されるというメリットがございます。
- また、みなし寄附金といいまして、NPO自身、自分のところが新規事業を行いまして、その分を全部自分の特定非営利活動に充てた場合、それはみなし寄附金として法人税が控除になるという制度がございます。
- また、相続財産をもらって、それを認定NPOに寄附いたしますと、それも減免されるという制度がございます。
- 仮認定を受けますと、この中で個人と法人の寄附だけが認められているところでございます。みなし寄附金制度は認められておりません。



そうした優遇をいただけるということで、非常に寄附を集めやすくなる環境が整うという制度になっております。

(委員) 個別指定を受けるとするのは、市の中で何か審査会のようなものを行うのですか。その手続はどうなるのでしょうか。

(事務局) 他県の例を申し上げますと、各県とも外部委員さんたちをまじえました審査会を設けることとなっております。福岡市がこういった基準をつくるに当たりましても、そういった公平な目が必要となってくると思っておりますので、何らかの形の審査会を設ける必要があると考えております。

(委員) 福岡市や福岡県の認定NPO法人の例が紹介してありますけれども、ほかの進んでいる県や市のユニークな認定、事例があれば紹介してください。

(事務局) 認定を受けたNPOのジャンル別の傾向などの資料については、持ち合わせておりません。

(委員) その条例が制定されると救われるNPOは例えばどんなところだろうか、どれだけあるだろうかというイメージを持ってません。例えば、あるNPOがあって、この条例の指定があれば救われるといった事例が多々あるなら、こういうこともしたほうがいいと思いますが、幾つか緩和されたことについても、まだあまりチャレンジしているところがないという先ほどの説明でしたので、そこまで今急いでやる必要があるのかどうか判断できない。

(事務局) おっしゃるとおりでございます。私どもも、この法律が改正されましてどれだけの申請があるだろうと思っておりました。一つは緩和されましたこともありまして、仮認定という制度ができて、これはPSTが要らないということですから、かなりハードルが低くなっているのです、どのくらい来るのかと思いましたが、六つしか来ませんでした。

この背景は、PSTだけではなくて、それ以外の七つの基準が、数字にはあらわれてきませんけれども、いかにハードルが高いかということです。

具体的にご相談を受けまして感じますのは、実際に活動実績を見てみますと、会員さんのためにやる事業が大変多く、公益的な事業ではなく、共益的な事業になってしまっている。ですから、いくらPST基準が緩和されましても、そうした別の基準でクリアできないところが多い。

実際に認定関係で19件のご相談があったけれども、13件は申請にも至らず、

そのうち6件が今、仮認定の申請になっております。継続して協議しているのは3件で、半分は今から2年間で、七つの基準をクリアしていきませんかという話をしているところ。

例えば大分県では、基準を緩和するという方向を出しておりますが、公益性を高める条件、組織運営に関する要件は、法律で定める認定基準と同じか同等以上が書かれております。

(委員) 神奈川県が非常に先進的であるということでしたが、神奈川県の取り組みのどこが先進的なのですか。

(事務局) 最初につくったのが神奈川県ということでございます。

(事務局) この法律改正と同時ぐらいにパブリックコメントをして条例をつくっておられます。県内に三つの政令指定都市がありますけれども、横並びで同時につくられております。

(委員) だけど、神奈川県などの先進地でこういうものができてきたのは、ずっとNPOでやっていた実績があって、基準を上げて維持できそうなNPOが増えてきたからという発想ではないのですか。先に条例によって認定NPOをどんどん増やすということですか。どちらでしょう。

(事務局) その二つの流れがあったようですけれども、特定のNPOを見据えて基準をつくる方法と、押しなべて平均的な基準をつくるという方法とがあると思いますが、神奈川県が今つくっている条例につきましては、特定のものを想定したものではないと思います。ですから、非常に抽象的な書き方になっております。だから、これをクリアするNPOがほんとうにあるかどうかというと、多分、神奈川県も大分県もそうあるものではないと思っています。ただ、窓口というか、そういった条例指定という入り口ができましたので、我々も検討しなければならぬと考えております。

(委員) 福岡市のNPOはまだそこまで至っていないというふうにとれば、あまりまだ慌てなくてもいいということですね。

(委員) 限りなくハードルを下げるということ自体は、NPO全体が伸びていく上で、チャンスを広げるということでは非常に意味があることだろうと思います。そういう意味で、前向きな面はあると思います。

一方で、認定NPOの資格をいただいたからといって、寄附が自動的に増える

とかは決してないということです。今、子どもの村福岡も認定NPOになっておりますけれども、それを獲得するまでが相当ハードルが高くて、それ自体が自分たちを鍛えていくプロセスだと思えたのはよかったと思います。一定の社会的な認知もそういうことで図られると思います。そこからの努力がどれだけ必要かということですよ。認定NPOという条件を生かしてどう寄附を集めるかをあまり簡単に考えたらいけないと思います。NPOを考える方の中には、漠然とNPO法人になったら寄附が集まると思っている方もいます。法人にしたい理由にそこら辺が少しあるなと思えたり。それくらいだったらNPO法人にならなくてもいいんじゃないのとお話したこともたくさんありました。ただお金が欲しいからお金を集めるのではなく、お金は確かに必要だからそうするのですけれども、それによって市民の理解や支持を得ていくNPOになるんだというものが無いといけないのではないのでしょうか。そのために自分たちが何をやっているか、その価値をアピールしていく。それが受け入れられなかったら決して寄附は集まらないわけですから。その両方で、認定NPOには意味があると思います。

それは、NPOが法人になってレベルアップしていく上での重要なプロセスだとは思いますが、制度をどのようにしていくのかということでは、最終的にはあったほうがいいかなと思います。いずれにしろ、その資格を取ったからとか、取らなかったからということにかかわらず、努力なしにはそういう支援を得られないという意味ですね。

だから間口は広げたほうが良いと思います。しかし、実際にこの条例を急いでつくるべきかといったら、それ自体が相当のエネルギーが要ることだと思いますし、議会にかけたりといろいろあると思いますので、そう急がなくてもいいかなと思います。1回1回ステップを踏んで、それを充実させていくようにしたほうが良いのではないのでしょうか。

(事務局) 今おっしゃったような趣旨で、県と一緒に、今認証・認定についての定期的な説明会、相談会を行っております。その中で、制度の趣旨上、自分たちの活動はどうなのか、そちらに向けて動いたほうがいいのか、そこまでする必要がないのかをお考えいただいております。そういった積み重ねで制度の理解をまずしていただき、広めていって、ご自分たちでそれに向けて取り組んでいただく、

また、その応援をこちらもやっていきます。そういった中で、認定を受けるというNPOがどのぐらい出てくるのかを見ていきたいと考えております。

(委員) 私は大谷さんがおっしゃる意見と大体同じです。そんなにばたばたしないでも良いと思います。

(事務局) 継続して検討し、いろいろな調査なり啓発事業なりをしていきますので、それらを通じて、ほんとうに必要性があるというときは、また考えていかないといけないと思います。

(事務局) 大谷委員もおっしゃいましたけれども、3,000円以上100人以上の寄付を維持していくのが大変です。それはNPOの方にも理解して取り組んでいただく。認定は5年間で更新しないといけないので、継続していくことが非常に大切。それにエネルギーが要するというのを感じております。

(委員) 法の趣旨として何かはっきりしないのは、国から県に、さらには市町村までおりた段階で、何が優遇措置として緩和されたのかがよく見えないところです。個別認定を受けると、2回審査を受けることになりますね。

(事務局) そのとおりです。

(委員) さらに手続をややこしくしているのではないのでしょうか。まさに過渡的なものかもしれませんけれども。

(事務局) 国としては、一つの法律にまとめたところでしょうけれど、実務としては少し混乱しているところでございます。

(委員) NPOとしても2回申請をやるということですよ。

(事務局) 2回です。まず税金のほうで条例指定を受けて、条例指定を受けたということをお家で持ってきてもらって認定するという2段階になります。

また、その条例の指定を市民公益担当部門がするのか税部門がするのかというのは、まだ福岡県は決めきっていないという段階です。いずれにしても、県の動向も大事でございますし、北九州市もでございますから、協議はずっと続けていきたいと思っておりますし、また定期的にご報告もさせていただきます。

(委員) これは期限が切られているというわけではないですよ。

(事務局) 全くございません。

(事務局) 今日は結論をいただくのではなく、皆様のご意見をいただく会と考えております。この件につきましては、その都度、状況ご報告をさせていただこうと考え

ております。

(会 長) 議題2に関しましては継続審議ということにさせていただきます。

### 議題(3) その他

(委 員) 議題1と2が絡みますけれども、市民としても企業としても、認定NPOさんが増えることはありがたいです。

例えば、情熱はあるけれども、財務上の経験がない方にP/Lの資料をつくれといってもつくれるわけがないし、一般のNPO団体の方にホームページをつくりなさいと言ってもつくれるわけないわけですから、あすみの活動として、今のハードルでネックであるところを支援して、底上げをしていただければと思います。例えば会社で、経理的なことを10年、20年された方だったら、多分P/Lなんかは少しお手伝いすればできるでしょうし、パソコンに少し詳しい方がいれば、ホームページのお手伝いぐらいは、二、三週間お手伝いすれば簡単につくれるでしょうから。そういうふうなものをうまくドッキングできるようなものができたらいいかなと思います。

(事務局) 今年は認定業務を市で行うことになり、1年間税理士さんにお手伝いしてもらっています。そして、その税理士さんに研修会などを開いてもらっておりますが、財務会計処理は非常に難しいところがございます。あすみでそういった講習会をすとか、実際の帳簿を見ながら指導できるとかできれば、ほんとうにいいなとつくづく感じております。そういったものが必要な機能なのかなという気がいたします。

(委 員) 私がかかわっている子どもの村福岡も財務規模もずっと大きくなってきましたし、雇用する人の数も増えてきましたので、いろいろな課題が今見えてきているところです。専門的には社労士の方や会計士の方、税理士の方から日常的なサポートを得られればいいなと今思っているところでして、実際にどういう方がおられるかをリサーチして契約をしようと今検討中というところです。それだって実際お金が必要です。NPOはその辺の課題が非常にあると思います。例えば、あすみにそういう専門家の人がきちんと契約でいてくださって、継続して見てくださると、相当助かるNPOもあるのではないかと思います。一人でお金を扱っているNPOもたくさんあります。それはとても危険なことだ

と私は思っています、とにかくお金を扱う人を複数化すると。でも、それはそれだけ雇用できる基盤がなければできません。それで信用を失うみたいなことになってしまうと非常にまずいので、何かその辺のサポートがあるとありがたいです。

(委員) その辺はものすごく大事なところで、お金とNPOについては誤解されているところがいっぱいあると思います。俺らはボランティアだから全部タダだというような、誤解されているところが現実的にいっぱいある気がします。

先ほど高根委員が言われたように、せっかく思いがあって、公益性もあって、制度のはざまで大変な動きをされようとしているのに、ほかの能力が弱いために挫折してしまったNPOがあるのではないのでしょうか。それらはやはり育てなければいけません。

例えば、NPOの中に団体活動を支援するというNPOがありますが、福岡はどれぐらいそれがありますか。ないなら、福岡市が、こういうものがあつたほうがいいのでと言って団体をつくっていくような仕掛けなどが、極端に言ったら要るのではないかという感じがします。

だから、領域ごと、活動分野別の法人が福岡市ではどれぐらいあつて、全国平均と比べた福岡市の特徴などを整理したりすることも大事ではないかと思います。この中に、ほんとうはやらなければいけないけれども、施策に反映されていないことがあつたりするように思いますので。そこら辺も含めて何か考えてもらえるといいなと思います。

(委員) マネジメントのアドバイスができる仕組みがあるといいということですね。1回、2回の勉強会で「わかりました。じゃあ、できます」とはなりませんよ。だから、あすみんで講座を開くというのも、そんな課題があるのだなと知ってもらい入り口としてはいいと思いますが、実際日常にお金を扱うことについての問題や、もっと力を入れれば伸びていくという、いわゆるマネジメントの手法なんかはアドバイザーがきちんといてくださるといいですよ。今は、個々人でそういう人を見つけて引っ張ってきてやっているようなものですから。

(事務局) 先ほど野口副会長がおっしゃいましたように、中間支援のNPOが今からは大切になってくるかもしれません。

(事務局) あすみんも人がたくさんいるわけではありませぬので、個別に入っていくのは

なかなか難しいとは思いますが、そういった活動をしていただける中間支援のNPOがたくさんできてくればいいと思います。

(委員) 会計士さんや税理士さんなど、そういう職種の人でもボランティアをしたいと思っている人たちがいます。そういう人たちをうまくつないで、登録してもらったらいいいと思います。

(委員) あと、あすみの事業としてマッチング事業とか。困っていることと、それを手助けしたいという人をどうやって結びつけるか。登録してもらってというようですね。そういうマッチング事業的なことも活用の意味があると思います。

(事務局) 貴重なご意見を二つのテーマについていただきまして、どうもありがとうございました。

今日いただいた意見につきましては、私どものほうで検討させていただきますし、継続の分につきましては、引き続き検討していきたいと思っております。

また、あすみんにつきましては、今後の検討の仕方についてもいろいろご意見いただきましたので、検討させていただきたいと思っております。

以上で本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

— 了 —